

## 人事院及び復興庁における行政文書の管理に関する定め の一部改正案について (概要)

令和 8 年 4 月  
内閣府大臣官房公文書管理課

公文書等の管理に関する法律（平成 21 年法律第 66 号）第 10 条第 3 項の規定に基づき、人事院総裁及び内閣総理大臣から内閣総理大臣に対し、行政文書の管理に関する定めの変更について協議があったため、同法第 29 条第 2 号の規定に基づき、公文書管理委員会に対し、同定めを改正案を諮問するもの。

### (1) 人事院

#### 【改正の概要】

人事院規則 2—3（人事院事務総局等の組織）改正により、公文書監理室が総務課に置かれることを踏まえ、副総括文書管理者について、「事務総局公文書監理室長」を「事務総局総務課公文書監理室長」に変更する（決定の日から施行）。

### (2) 復興庁

#### 【改正の概要】

- (1) 復興庁における組織改正により、新たな拠点となる福島復興浜通りセンター（以下「浜通りセンター」という。）が設置されたことに伴い、文書管理体制を変更するもの。
  - ① 主任文書管理者及び副主任文書管理者を浜通りセンターにも置くこととし、それぞれ同センターに置かれる次長及び参事官をもって充てる（第 5 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項並びに第 26 条第 1 項関係）。
  - ② 主任監査担当者を浜通りセンターにも置くこととし、同センターに置かれる次長をもって充てる（第 9 条第 1 項～第 3 項関係）。
  - ③ 秘文書の指定者について、浜通りセンターの長であるセンター長を加える（第 30 条(2)関係）。
- (2) 別表第 1 及び第 2 の復興局に関する事項について、該当する文書が想定されないことから、当該事項及び第 32 条を削除。
- (3) その他所要の改正を行う。

#### 【施行日】

令和 8 年 5 月 1 日

**【参考】公文書等の管理に関する法律 抄**

(行政文書管理規則)

第 10 条 行政機関の長は、行政文書の管理が第 4 条から前条までの規定に基づき適正に行われることを確保するため、行政文書の管理に関する定め（以下「行政文書管理規則」という。）を設けなければならない。

2 (略)

3 行政機関の長は、行政文書管理規則を設けようとするときは、あらかじめ、内閣総理大臣に協議し、その同意を得なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

4 (略)

(委員会への諮問)

第 29 条 内閣総理大臣は、次に掲げる場合には、委員会に諮問しなければならない。

一 (略)

二 第 10 条第 3 項、第 25 条又は第 27 条第 3 項の規定による同意をしようとするとき。

三 (略)

府 公 第 67 号  
令和 8 年 4 月 27 日

公文書管理委員会委員長 小幡 純子 殿

内閣総理大臣 高市 早苗

諮 問 書

公文書等の管理に関する法律（平成21年法律第66号）第29条第2号の規定に基づき、別紙に掲げる行政文書管理規則の一部改正案について、諮問します。

(別紙)

行政文書管理規則 改正案一覧

- 1 人事院行政文書管理規程の一部改正案
- 2 復興庁行政文書管理規則の一部を改正する訓令 (案)